

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>企画総務常任委員会 7人 企画財政部、総務部、会計課、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び<u>固定資産評価審査委員会</u>の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉文教常任委員会 7人 健康福祉部、<u>教育委員会及び市民病院</u>の所管に関する事項</p> <p>まちづくり常任委員会 7人 まちづくり部、<u>経済環境部、都市整備部及び上下水道部</u>の所管に関する事項</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>企画総務常任委員会 7人 企画財政部、総務部、会計課、<u>上下水道部</u>、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び市民病院</u>の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉文教常任委員会 7人 健康福祉部及び<u>教育委員会</u>の所管に関する事項</p> <p>まちづくり常任委員会 7人 まちづくり部、<u>経済環境部及び都市整備部</u>の所管に関する事項</p> <p>予算決算常任委員会 21人 <u>予算及び決算に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>